

上里町議会基本条例検証結果

(令和5年6月)

章	条	条文見出し	条文の趣旨	実施状況	評価	課題
第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理	2条	(議会の活動原則)	議会は、全ての会議を原則公開し、①町政の重要事項に意思決定を行う。②町政を監視・けん制・評価する。③政策立案に努める。④議会改革を推進する。⑤合議制機関としての役割を果たす。	議会の活動の公開と①の意思決定機関としては機能してきた。②～⑤は不十分だった。	3	執行機関による説明不足・情報不足が顕著であることから改善を求めたい。
	3条	(委員会及び委員長の活動原則)	各委員会は、①資料を公開する。②政策立案・提案を行う。③参考人・公聴会制度の活用を行う。委員長は、④委員会の秩序保持に努める。⑤討議による合意形成に努める。	コロナ禍の影響もあり、政策立案・提案、委員会活動は低調であった。	3	委員会は積極的に町の課題を視察・研修・勉強会を開催し、政策立案に努める。
	4条	(議長及び議員の活動原則)	議長は、①公正で民主的かつ公平に。議員は、②相互の討議を重視する。③民意の把握と自己の研鑽を行う。④町民全体のために活動する。⑤研修会等へ積極的に参加する。	議長は公平な運営を行っているが、②相互の討議を重視する点については、議員に不十分な点があった。	3	議員間討議を重視しながら、自己研鑽や相互の意見を聴いた議論に努める。
	5条	(議員の政治倫理)	議員は、倫理性を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。	倫理条例が守られない状況がある。議論は行ってきたが合意に至っていない。	2	倫理条例を学習し、正しく運用していく。
第3章 町民と議会との関係	6条	(町民参加及び町民との連携)	議会は、情報の公開を徹底し、説明責任を果たす。2 町民参加を確保する。3 町民の意向を反映する。4 請願・陳情の提案者の意見を聴く。5 議会報告会や意見交換会を毎年開催する。	第1回広報広聴会を開催した。議会の情報・日程等はホームページや議会だよりで公開してきた。	3	意見交換会と合わせ、テーマを決めたり、様々な年代の意見が参加者全員から聞けるような工夫をする。
	7条	(議会広報の充実)	議会は、論点や争点を町民に周知する。2 各議員の態度を議会広報で公表する。	議員の態度は議会だよりで公表してきた。	4	さらに改善に努め、町民に親しみやすい「議会だより」を目指す。
	8条	(議会傍聴の充実)	町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行う。	一般質問の傍聴は一定数あった。新たに、今年度は議案資料も用意したが一般質問以外の傍聴は皆無であり、活用されなかった。	3	全ての会議が傍聴できることを知らせる。資料提供は、デジタル化も検討する。
	9条	(議会の自己評価)	議会は活動内容を公表し、議会活動の活性化を図る。2 基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに作成し公表する。	令和4年4月に、条例運用半年間の第1回検証結果を公表した。	3	議会基本条例の理解を深めた上で、本検証を基に更に検討し発展させる必要がある。

上里町議会基本条例検証結果

(令和5年6月)

章	条	条文見出し	条文の趣旨	実施状況	評価	課題
第4章 議会と町長 等との関係	10条	(議会と町長等の関係)	議員・町長等は、緊張関係を保持する。①質疑応答は一問一答方式とする。②一般質問は政策論争を展開する。③町の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。④議会は公文書・情報提供を求め、町長は政策説明資料を作成する。⑤反問権を認める。	多くの議員が執行部の説明不足を指摘しており、町長と議会の現在の関係性は議会軽視であった。	1	議会は公文書や重要な案件についての情報や説明をしっかりと執行部に求める。
	11条	(政策形成過程等)	議会は政策形成過程の論点として、①背景及び経緯、②類似する政策等との比較検討、③町民参加の有無、④計画の根拠・位置付け、⑤法令及び条例等、⑥経費と財源、⑦効果及び政策等の維持管理について審議する。	政策形成過程における背景や経緯についての説明が不十分であったため、十分な議論が尽くせなかった。	2	執行者側の説明が不足している場合は、十分な説明を求める。
	12条	(評価の実施)	決算審査において執行した政策等の評価を行い、2評価結果を町長等に明確に示す。	決算特別委員会の審査結果を次年度予算と今後の行政運営に反映するよう議長名で町長に提言した。	4	議会の総意を執行者側に伝えることは、今後も行っていく。
	13条	(議決事項の拡大)	議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち①総合計画の策定・変更・廃止、②都市計画、③その他町政の各分野における長期にわたる計画について議決する。	議決事項の拡大についての議論は不十分であった。	3	引き続き議決案件の拡大が必要かどうか見極める。
第5章 議員相互の 討議	14条	(自由討議による合意形成)	議会は、議員相互の討議を中心に運営する。2議員間で活発な討議を行う。3議案、請願・陳情等の審議は、自由討議を尽くし町民説明責任を果たす。4議員は政策、条例、意見等の議案提出を積極的に行う。	決算審査において自由討議が実施されたが、時間的に短く討論は不十分だった。	2	当初予算や重要な案件の審議においても自由討論を実施できるようにする。自由討議には個々の学習と相互理解が必要である。
	15条	(議員政策討論会の開催)	議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議員政策討論会を開催する。	議員政策討論会は実施できなかった。	2	重要案件については、町民の関心も高い事から徹底した議論が必要である。
	16条	(適正な議会費の確立)	議会は、適正な議会活動費の確立を目指す。2議会費の用途等を町民に公表する。	議会予算の確保は概ね良好である。議長交際費・議員公務活動費は、基本条例制定以前から領収書を添付し報告後に支給され、公表している。	5	引きつづき公表していく。
	17条	(議長、副議長志願者の所信表明)	正副議長を志願する者に所信を表明する機会を設ける。	正副議長の所信表明はなかった。	2	正副議長志願者は所信表明を実施していく。
	18条	(附属機関の設置)	審査、諮問又は調査の必要があるときは、附属機関を設置する。	諮問・調査機関の設置の該当事項はなかった。	—	諮問・調査機関の設置は、必要に応じ検討する。

上里町議会基本条例検証結果

(令和5年6月)

章	条	条文見出し	条文の趣旨	実施状況	評価	課題
第6章 適正な議会 機能	19条	(調査機関の設置)	調査のために必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。	調査機関の設置はなかった。	—	調査事案があれば付属機関を設け調査研究する。
	20条	(議会議務局の体制整備)	議会は事務局を置き、2機能の強化及び組織体制の整備を図る。	議会議務局の3名体制は変わらず、議会議務局と監査事務局を併任している。	4	議会議務局と監査委員会事務局を併任しているため、今後も1名増員を要望する。
	21条	(議会図書室の充実)	議会図書室の充実とその機能を強化する。	年1万円の議会図書費予算の範囲で月刊誌を購入。図書室としての機能をはたしていない。	3	利用しやすい図書室を検討する。
	22条	(議会改革及び活性化の推進)	議会は不断の改革・活性化に努める。2他自治体の議会について調査研究を行う。3法改正等について調査研究を行う。	基本条例の理解や解釈の違いがあり、議会改革・活性化の推進は出来なかった。	2	議会基本条例の学習会を実施する。
	23条	(災害時の対応)	災害等の不測の事態が発生した場合は、町長等と協力し、議会の危機管理体制を整える。	6月の降雹の被害については、個々の議員の調査を基に、議長名で町に要望書を提出した。	3	災害に備え、議会としての議論が必要である。
第7章 会議の運営	24条	(議会運営の原則)	議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行う。2定刻に開催し、休憩の理由と再開時刻を傍聴者に説明する。	民主的な議会運営は出来ているが、効率的な運営は未達成であった。	4	民主的な議会運営は出来ているので、議長・委員長など議事を進める議員が発言者の意見を整理し、効率化を図る。
第8章 議員定数・報酬等	25条	(議員定数)	議員の定数の改正に当たっては、理由を付して議員が提案する。	議員14名で定数変更はなし。	—	定数は、常任委員会が増えたことも考慮し、現状のままとする。
	26条	(報酬等)	議員の報酬等の改正に当たっては、理由を付して議員が提案する。	報酬額の変更はなし。	—	報酬額と幅広い候補者の可能性については検討も必要であるが、現状のままとする。
第9章 最高規範性 及び見直し 手続	27条	(最高規範性)	この条例は、議会の最高規範である。2議会及び議員はこの条例を遵守する。3条例に定める理念、原則に照らして運用する。4任期開始後条例の研修を行う。	基本条例についての理解不足がある。	2	基本条例の学習会を実施する。
	28条	(検証及び見直し手続)	1年ごとにこの条例の目的が達成されているか検証する。2制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努め、適切な措置を講ずる。3改正の理由を町民に説明する。	令和5年3月議会において、一部基本条例の見直しを行い公表した。	3	今回の検証は全議員の意見を求めて行ったことで、基本条例の再確認ができたため今後も継続する。制度改正が必要な場合は、議員の合意形成に努め慎重に行う。